

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

| No. | 案 件 名 称                                                | 種目           | 契約の相手方     | 契約金額<br>(税込) | 契約日       | 根拠法令                      | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|--------------------------------------------------------|--------------|------------|--------------|-----------|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 大阪市中央卸売市場<br>本場市場東棟空調用<br>自動制御設備修繕                     | 19:産業用<br>機器 | アズビル(株)    | 1,313,400    | 令和6年8月13日 | 地方自治法施行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 2   | 大阪市中央卸売市場<br>本場大規模低温貯蔵<br>庫155・164-1号室空<br>調設備緊急修繕     | 19:産業用<br>機器 | ダイキン工業(株)  | 1,980,000    | 令和6年7月3日  | 地方自治法施行令第167条の<br>2第1項第5号 | G11                                   | -   |
| 3   | 大阪市中央卸売市場<br>本場大規模低温貯蔵<br>庫135-1・147-1号室<br>空調設備緊急修繕   | 19:産業用<br>機器 | ダイキン工業(株)  | 1,980,000    | 令和6年8月7日  | 地方自治法施行令第167条の<br>2第1項第5号 | G11                                   | -   |
| 4   | 大阪市中央卸売市場<br>本場大規模低温貯蔵<br>庫134-2・141・165-1<br>号室空調設備修繕 | 19:産業用<br>機器 | ダイキン工業(株)  | 1,992,012    | 令和6年9月19日 | 地方自治法施行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 5   | 令和6年度大阪市中央卸売市場本場業務<br>管理棟排煙設備修繕                        | 19:産業用<br>機器 | オイレスECO(株) | 1,958,000    | 令和6年9月19日 | 地方自治法施行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 6   | 大阪市中央卸売市場<br>東部市場塵芥処理設<br>備修繕                          | 19:産業用<br>機器 | 新明和工業(株)   | 1,938,860    | 令和6年7月3日  | 地方自治法施行令第167条の<br>2第1項第2号 | G3                                    | -   |

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟空調用自動制御設備修繕

### 2 契約の相手方

アズビル株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している空調用自動制御設備の部品交換及び、試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、アズビル株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、アズビル株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫 155・164-1 号室空調設備緊急修繕

### 2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

### 3 特名理由

令和 6 年 6 月 27 日の午前中に大規模低温貯蔵庫に設置している空調設備の機能が低下し、適正な庫内温度を保つことが不可能となったとの連絡があり、メーカーに調査を依頼したところ、部品取替が必要と判明した。当該設備は、大規模低温貯蔵庫内の商品を保管するための必要不可欠な設備であり、運転できなければ、市場業務に多大な支障をきたすため緊急の修繕が必要である。

#### 業者決定根拠

当該機器については、すべてダイキン工業株式会社が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはダイキン工業株式会社を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を施工できる唯一の業者はダイキン工業株式会社のみである。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号規定に基づき、上記業者と契約締結をする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫 135-1・147-1 号室空調設備緊急修繕

### 2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

### 3 特名理由

令和 6 年 8 月 6 日の午前中に大規模低温貯蔵庫に設置している空調設備の機能が低下し、適正な庫内温度を保つことが不可能となったとの連絡があり、メーカーに調査を依頼したところ、部品取替が必要と判明した。当該設備は、大規模低温貯蔵庫内の商品を保管するための必要不可欠な設備であり、運転できなければ、市場業務に多大な支障をきたすため緊急の修繕が必要である。

#### 業者決定根拠

当該機器については、すべてダイキン工業株式会社が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはダイキン工業株式会社を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を施工できる唯一の業者はダイキン工業株式会社のみである。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号規定に基づき、上記業者と契約締結をする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫 134-2・141・165-1 号室空調設備修繕

### 2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、大規模低温貯蔵庫に設置の空調設備について修繕を行うものである。

本設備は、ダイキン工業株式会社が製作したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、ダイキン工業株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備修繕

### 2 契約の相手方

オイレスE C O株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場本場業務管理棟内に設置している排煙設備の部品の劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本修繕対象の排煙設備は、オイレスE C O株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該排煙設備の構造を熟知しているオイレスE C O株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕

### 2 契約の相手方

新明和工業株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備グループ（電話番号 06-6756-3955）